

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	製造所等における危険物の貯蔵取扱基準順守命令	
根拠法令等及び条項	消防法第11条の5第1項	
処分基準	根拠条項	消防法第11条の5第1項
	参考事項	消防法第10条第3項、危険物の規制に関する政令第24条～27条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法</p> <p>第11条の5 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第10条第3項の規定に違反しているとき、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。</p>	